

## 豊明市協働推進委員会条例の一部を改正する条例

豊明市協働推進委員会条例（平成26年豊明市条例第37号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 豊明市地域共生社会推進委員会条例

第1条中「協働推進」を「地域共生社会推進」に改める。

第3条中「まちづくり」の次に「及び地域共生社会」を加える。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例の一部改正）

第2条 豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例（平成22年豊明市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「協働推進」を削り、同条中「協働推進」を「地域共生社会推進」に改める。

（豊明市附属機関設置条例の一部改正）

第3条 豊明市附属機関設置条例（平成26年豊明市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部男女共同参画懇話会の項を削る。

（豊明市多文化共生施策懇話会設置条例の廃止）

第4条 豊明市多文化共生施策懇話会設置条例（令和3年豊明市条例第1号）は、廃止する。